

1. 基礎情報

		担当課名	健康課
事業名	一般不妊治療費助成事業		
事業区分	新規事業	施策体系	2 子育てしやすく、だれもが成長できるまち
会計区分	一般会計		(1) 子育て支援の充実
補助金等	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> その他) <input checked="" type="checkbox"/> 無	取組No.	① 母子保健
実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> その他 ()		000
根拠法令等	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	名称	母子保健法
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度(平成 年度) <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返(平成29年度～継続) <input type="checkbox"/> 複数年度(平成 年度～平成 年度)		

2. 事業の概要

現状・課題	現在、特定不妊治療にかかる費用の助成は、奈良県において実施されているが、特定不妊治療にまで至らない一般不妊治療においても、高額な費用負担が生じることから、妊娠を望む夫婦にとって大きな負担となっている。妊娠出産を望んでも治療に要する費用が高額なため、治療をあきらめてしまう夫婦も少なくない状況である。一般不妊治療を受けている夫婦に対し、治療費および検査費用の一部を助成することにより、夫婦の経済的な負担の軽減を図る。			
目的・意図	〔当該事業を実施することによって何をめざすか〕 一般不妊治療に要した費用の一部助成を行い、夫婦が希望する妊娠・出産の実現を支援する。			
事業の概要 (全体計画)	事業の対象	一般不妊治療を希望する女性またはその配偶者 (対象数:年間約 150人)		
	総事業費 (平成 29年度～平成 31年度)	31,500千円		
	1年度につき、一般不妊治療費および検査費用(医療保険適用分および適応外)の自己負担額について、1年度7万円を上限として自己負担分の1/2を助成。 奈良県の特定不妊治療助成事業に準じ、夫婦の所得要件、妊娠を希望する女性の年齢要件を設定。 また、夫婦の住所要件、納税要件あり			
各年度の概要※	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	一般不妊治療費助成事業実施要綱を制定。申請にかかる帳票類の作成。広報紙・市ホームページ及び市内の婦人科医療機関に事業の案内リーフレットを配布し、市民への周知を図る	一般不妊治療費及び検査費用(医療保険適用分および適用外)の自己負担額の1/2を年間7万円を上限として助成。通算5年度までを助成。 70,000円×150人＝10,500,000円	→	→
事業費A (千円)		10,500	10,500	10,500
※ 国・県支出金				
起債				
その他の特財				
一般財源		10,500	10,500	10,500
職員従事者数(人・年)B	0	0.3	0.3	0.3
人件費C=B×6,700千円		2,010	2,010	2,010
概算コスト A+C		12,510	12,510	12,510

※各年度の概要及び事業費は予算議案が確定する前のものが含まれています。

3. 必要性・有効性・効率性・発信性

<p>(事業実施に当たって、具体的にどの程度市民ニーズがあるか、事業実施による効果や成果はどの程度か、事業費や職員従事者数等を踏まえて事業効率を図っているか、事業の先進性や独自性などシティプロモーションに寄与するかなど、また、過去に議会で一般質問や要望があった場合など特筆すべき内容を記入してください。)</p> <p>不妊治療に要する費用が高額なため、治療をあきらめざるを得ない夫婦も少なくない現状において、妊娠を希望する夫婦に対して、費用負担の軽減により治療を受ける者が増加することが予想される。不育症治療費助成を平成28年度から実施しているが、それとあわせて、まずは妊娠にまで至らない人への一般不妊治療費を助成することで、妊娠出産を実現できる夫婦が増加することが期待できる。</p>
--

4. その他特記事項

--